

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.4
【根拠条文】	法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表執行役社長 亀澤 宏規
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【報告義務発生日】	2025年01月28日
【提出日】	2025年02月04日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	比率1%以上の増加、保有目的の変更、担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ウェルスナビ株式会社
証券コード	7342
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者）/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社三菱UFJ銀行
住所又は本店所在地	〒100-8388 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1919年8月15日
代表者氏名	半沢 淳一
代表者役職	取締役頭取執行役員
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社三菱UFJ銀行 融資企画部 小林 和信
電話番号	050-3844-4923

## (2)【保有目的】

当行は、ウェルスナビ株式会社（以下「発行者」といいます。）の普通株式（但し、当行が所有する発行者の普通株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権（但し、当行が保有する新株予約権を除きます。）の全てを取得し、発行者を当行の完全子会社とすることを目的とした重要提案行為等を行っております。具体的には、当行は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主として、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（但し、当行及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の普通株式の全部を売り渡すことを請求しております。なお、発行者は新株予約権を発行しておりますが、当行以外に新株予約権を所有する者が存在しないため、新株予約権はかかる売渡請求の対象としておりません。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項はありません

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】  
【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	59,787,110		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A 476,838	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 60,263,948	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数)(O+P+Q-R-S)	T		60,263,948
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		476,838

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年1月28日現在)	V	59,816,164
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		99.95
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		93.02

(注) 発行済株式等総数は発行会社より連携された株数を使用

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年1月20日	普通株式	46,086,566	76.44%	市場外	取得	1,950円
2025年1月20日	第4回新株予約権	7,572	0.01%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,858円
2025年1月20日	第5回新株予約権	82,668	0.14%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,858円
2025年1月20日	第6回新株予約権	89,268	0.15%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,858円
2025年1月20日	第7回新株予約権	56,784	0.09%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,297円

2025年1月20日	第8回新株予約権	144,234	0.24%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,297円
2025年1月20日	第9回新株予約権	96,312	0.16%	市場外	取得	新株予約権1個当たり 3,297円
2025年1月28日	普通株式	4,590,544	7.61%	市場外	取得	1,950円

**(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

当行は、2025年1月28日付で、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（但し、当行及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の普通株式の全部を売り渡すことを請求しております。発行者は、2025年1月28日付で当該請求を承認し、2025年1月28日にその旨を公告しております。当行は、2025年3月6日に発行者の普通株式の全部（但し、当行が所有する発行者の普通株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。なお、当行が所有する株券等の数は、報告義務発生日現在の発行者の発行済株式総数（59,816,164株）から、同日現在の発行者が所有する自己株式数（29,054株）を控除し、同日現在当行が所有する新株予約権（158,946個）の目的となる発行者の普通株式の数（476,838株）を加算した株式数（60,263,948株）を記載しております。当行は、発行者との間で、2024年2月14日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約に定める提携期間（以下「本提携期間」といいます。）は、原則として本資本業務提携契約に基づく第三者割当の実行後2年間（以降原則として1年ごとに自動延長）です。本資本業務提携契約において、当行と発行者は、本提携期間中、発行者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本資本業務提携契約に基づく第三者割当により取得した発行者の株式を譲渡、承継又は処分してはならないことを合意していますが、当行は、2024年11月29日付で、発行者の普通株式（但し、当行が所有する発行者の普通株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することを目的として、2024年12月2日から2025年1月20日までを買付け等の期間とする公開買付け及びその後の発行者を当行の完全子会社とするための取引により発行者の普通株式及び新株予約権を取得することについて、発行者から承諾を取得しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	115,028,957
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	115,028,957

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

